

○大分県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

平成十八年三月三十日

大分県条例第六号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、県が設立した地方独立行政法人に係る重要な財産を定めるものとする。

(平二六条例二・追加)

(法第六条第四項の条例で定める重要な財産)

第二条 法第六条第四項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、同日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上同条の規定による処分が不適当なものを除く。)とする。

(平二六条例二・追加)

(法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産)

第三条 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額)が七千万円以上の不動産(土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

(平二六条例二・旧本則・一部改正)

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。